最終更新日：2016年6月22日
株式会社エムティーアイ
前多 俊宏
問合せ先：IR室
証券コード：9438
http://www.mti.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、透明性が高く健全な経営体制の確立、そして事業環境の変化に対応した迅速かつ的確な意思決定システムの構築を重要な経営課題として捉えています。
その一環として、取締役の任期を1 年とし、毎年株主の皆さまによる信任の機会を設け、緊張感を持った経営を行っています。また、コンプライアンス（法令順守）の強化・定着化を推進しています。
決算や重要な経営情報等については、IRポリシーに基づき、タイムリーかつ適切な情報開示を行い、また、ステークホルダーとの双方向コミュニケーションを行うことにより、経営の透明性を高め、市場との信頼関係構築に努めていきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則4-1-2】
当社は、中期経営計画として当事業年度および次年度の予算計画を策定し、取締役会において、半期ごとのローリングで計画の精査・見直しを行い、必要な施策などの検討を行っています。中期的な事業展開の方向性については決算短信等で説明し、当事業年度の業績予想を公表しています。ただし、当社の事業環境は変化が激しく、将来を見通すことが難しい状況にあるため、中期経営計画を公表していません。

【補充原則4-11-3】
取締役会全体としての実効性に関する分析・評価については、現時点では実施していません。「コーポレートガバナンスに関する基本方針 4. 取締役会等の責務 (11)取締役会評価」に基づき、実施に向けて、評価手法も含め検討しています。

【原則5-2】
当社では、「中長期的な売上高・利益の持続的成長と株主への利益還元の調和」を基本方針としています。中期的な事業展開の方向性については決算短信等で説明しています。ただし、当社の事業環境は変化が激しく、将来を見通すことが難しい状況にあるため、中期経営計画を公表していません。一方、資本政策については、総還元性向として中期的に35%を目安に株主還元を行っていきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

上記1の基本的な考え方に基づき、経営理念の実現を目指すとともに、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図り、株主の皆様をはじめとするステークホルダーからの信頼が得られるよう、常に最良のコーポレートガバナンスを追求し、その改善に継続的に取り組むことを目的として、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を策定しました。

コーポレートガバナンスに関する基本方針URL
http://www.mti.co.jp/ir/library/FirstSection/2015/corporate20151119.pdf

【原則1-4】
いわゆる政策保有株式の保有に関する方針およびその議決権の行使基準については、「コーポレートガバナンスに関する基本方針1. 株主の権利・平等性確保(6)」に記載のとおりです。

【原則1-7】
関連当事者間の取引に関する手続きについては、「コーポレートガバナンスに関する基本方針1. 株主の権利・平等性確保(5)」に記載のとおりです。

【原則3-1(1)】
当社の経営理念（ミッション・ビジョン）および経営戦略については、当社ホームページ等に掲載しています。

ミッション・ビジョンURL http://www.mti.co.jp/?page_id=10164
経営戦略URL http://www.mti.co.jp/?page_id=55

【原則3-1(2)】
当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方および基本方針については、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を策定し、当社ホームページ等に掲載しています。

コーポレートガバナンスに関する基本方針URL
http://www.mti.co.jp/ir/library/FirstSection/2015/corporate20151119.pdf

【原則3-1(3)】
当社は、任意の報酬委員会を設置しています。構成として代表取締役社長を委員長とし、社外取締役、社外監査役、顧問を委員としています。取締役、執行役員の報酬は報酬委員会での審議を経て、取締役会において決定しています。取締役の報酬等に関する方針は「コーポレートガバナンスに関する基本方針4. 取締役会等の責務 (8)」取締役および監査役の報酬」に記載のとおりです。

【原則3-1(4)】

当社の取締役および監査役の指名に関する方針・ガイドラインは「コーポレートガバナンスに関する基本方針4. 取締役会等の責務(2)取締役および監査役の資質と候補者の選任手続き、(3)取締役会の多様性」に記載のとおりです。

【原則3-1(5)】
取締役候補者および監査役候補者の選任理由については、「定時株主総会招集ご通知の株主総会参考書類」にて開示しています。

株主総会招集ご通知URL http://www.mti.co.jp/?page_id=92

【補充原則4-1-1】
当社の経営陣に対する委任の範囲の概要については、「コーポレートガバナンスに関する基本方針 4. 取締役会等の責務(9)取締役会の運営」に記載のとおりです。

【原則4-8】
当社は、「コーポレートガバナンスに関する基本方針 4. 取締役会等の責務(5)独立社外取締役」に記載された要件を満たす社外取締役を3名選任しています。

【原則4-9】
当社の独立役員に関する独立性判断基準については、東京証券取引所が定める独立性基準の要件に加え、当社独自の「社外役員の独立性判断基準」を定め、当社ホームページに掲載しています。

社外役員の独立性判断基準URL
http://www.mti.co.jp/ir/library/FirstSection/2016/corporate20160622.pdf

【補充原則4-11-1】
当社の取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方については、「コーポレートガバナンスに関する基本方針 4. 取締役会等の責務(2)取締役および監査役の資質と候補者の選任手続、(3)取締役会の多様性、(4)取締役会の規模」に記載のとおりです。

【補充原則4-11-2】
当社の取締役・監査役の重要な兼職状況については、「定時株主総会招集ご通知の株主総会参考書類および事業報告」に掲載しています。

株主総会招集ご通知URL http://www.mti.co.jp/?page_id=92

【補充原則4-14-2】
当社の取締役・監査役に対するトレーニングの方針については、「コーポレートガバナンスに関する基本方針 4. 取締役会等の責務(13)取締役および監査役の研鑽」に記載のとおりです。

【原則5-1】
当社の株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取り組みに関する方針については、「コーポレートガバナンスに関する基本方針 5. 株主との対話」および本報告書「III 株主その他利害関係者に関する施策の実施状況2. IRに関する活動状況」に記載のとおりです。また、当社ホームページにIRポリシーを掲載しています。

IRポリシーURL http://www.mti.co.jp/?page_id=95

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
前多　俊宏	11,856,400	19.62
株式会社ケイ・エム・シー	10,096,000	16.71
株式会社光通信	5,774,700	9.56
株式会社インフォサービス	3,522,600	5.83
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,402,691	2.32
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,192,400	1.97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,061,000	1.76
株式会社昭文社	672,000	1.11
J. P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S. A. 380578	626,800	1.04
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	617,036	1.02

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	9 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

・取締役の選任の決議要件
当社は、取締役の選任決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めています。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めています。
・株主総会の特別決議要件
当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めています。
・取締役および監査役の責任免除
当社は、取締役(取締役であった者を含む)および監査役(監査役であった者を含む)が期待される役割を十分に発揮できることを目的として、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めています。
・取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)および監査役との間の責任限定契約
当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)および監査役が期待される役割を十分に発揮できることを目的として、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)および監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めています。
・取締役会において決議することができる株主総会決議事項
1. 自己株式取得
当社は、資本政策の遂行にあたって機動的に自己株式を取得することを目的として、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得できる旨を定款に定めています。
2. 中間配当
当社は、株主への機動的な利益還元を行うことを目的として、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年3月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めています。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小名木 正也	他の会社の出身者											
周　牧之	学者											
山本　晶	学者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小名木 正也	○	―――	経営者としての豊富な経験と実績、および当社との利害関係がないという独立性を有しており、当社の経営方針の決定や業務執行の監督などの役割を十分に果たせることから適当な人物であると判断し、同氏を独立役員に指定しています。
周　牧之	○	―――	経済に対する幅広い知識、および当社との利害関係がないという独立性を有しており、当社の経営方針の決定や業務執行の監督などの役割を十分に果たせることから適当な人物であると判断し、同氏を独立役員に指定しています。
山本　晶	○	―――	マーケティングや消費者行動に対する幅広い知識、および当社との利害関係がないという独立性を有しており、当社の経営方針の決定や業務執行の監督などの役割を十分に果たせる

			ことから適当な人物であると判断し、同氏を独立役員に指定しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	―	―	―	―	―	―	―	―
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	4	0	1	1	1	1	社内取締役

補足説明 更新

報酬委員会における「その他」構成員は、社外監査役になります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と内部監査室は定期的に報告会を開催し、情報共有を図ることで、効率的な業務監査活動を運営しています。また、監査役と内部監査室は会計監査人である新日本有限責任監査法人と定期的に意見交換会を開催し、業務上や会計上の課題について情報を共有するように努めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
箕浦 勤	公認会計士													
中村 好伸	弁護士													
崎島 一彦	他の会社の出身者													
大矢 和子	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
箕浦 勤	○	2016年３月末現在において当社株式を21,357株保有しています。	公認会計士の資格を持ち、財務および会計に関して相当の知見を有しており、独立した立場から当社取締役の職務執行が妥当なものであるかを監督するなどの観点から適当な人物であると判断し、同氏を独立役員に指定しています。
中村 好伸	○	―――	弁護士の資格を持ち、企業法務実務の経験が豊富であり、法務に関して相当の知見を有しており、独立した立場から当社取締役の職務執行が妥当なものであるかを監督するなどの観点から適当な人物であると判断し、同氏を独立役員に指定しています。
崎島 一彦	○	―――	企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、独立した立場から当社取締役の職務執行が妥当なものであるかを監督するなどの観点から適当な人物であると判断し、同氏を独立役員に指定しています。
大矢 和子	○	―――	他社取締役および監査役等の豊富な経験、幅広い知見を有しており、独立した立場から当社取締役の職務執行が妥当なものであるかを監督するなどの観点から適当な人物であると判断し、同氏を独立役員に指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	７名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外役員（社外取締役および社外監査役）について、東京証券取引所が定める独立性基準の要件に加え、当社独自の「社外役員の独立性判断基準」を定めています。

社外役員の独立性判断基準URL
http://www.mti.co.jp/ir/library/FirstSection/2016/corporate20160622.pdf

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、企業価値の創造と拡大を通じた時価総額の向上に加えて、利益配分を継続的に実施していくことを重要課題として位置付けています。特に、経営の主体者である取締役の業績向上に対する意欲や士気を高めるために、ストックオプション（新株予約権）制度は効果が高いと考えています。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社は、当社および子会社の取締役、従業員への利益配分の一環として、業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、ストックオプション（新株予約権）制度を導入しています。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2015年９月期の取締役の報酬等は下記のとおりです。

■ 報酬等の総額
取締役：216,834千円
うち社外取締役：4,200千円
監査役：36,180千円
うち社外監査役：36,180千円

■ 報酬等の種類別の総額
・基本報酬
取締役：153,979千円
うち社外取締役：4,200千円
監査役：36,180千円
うち社外監査役：36,180千円

・ストックオプション
取締役：20,966千円
うち社外取締役：―
監査役：―
うち社外監査役：―

・賞与
取締役：41,888千円
うち社外取締役：―
監査役：―
うち社外監査役：―

■対象となる役員の員数
取締役：９名
うち社外取締役：１名
監査役：４名
うち社外監査役：４名

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、各事業年度における業績の向上および中長期的な企業価値の増大に向けて職責を負うことを考慮し、基本報酬、基本外報酬、ストックオプションで構成しています。基本報酬およびストックオプションは、各取締役の職位・役割に応じて決定し、基本報酬の一定割合は、担当部門の業績および個人の業績評価等に基づいて変動します。基本外報酬は、経営環境・当事業年度の当社業績に基づいて決定しています。
なお、社外取締役については、当社業績により変動することのない定額報酬のみを支給することにしています。監査役の報酬は、監査役の協議にて決定しており、当社業績により変動することのない定額報酬のみを支給することにしています。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役および社外監査役に対し、取締役会事務局担当部門（総務部）が取締役会に上程される議案について資料等の準備および情報提供を行い、要請があれば補足説明を行っています。
監査役の職務を補助する組織として監査補助を行うための監査役付の使用人を配置し、監査役会事務局の運営や、資料作成等のサポートを行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

取締役会は社内取締役5名（男性5名）および社外取締役3名（男性2名、女性1名）で構成し、月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定ならびに取締役の職務執行の監督を行っています。また社外取締役は、当社との利害関係がないという独立した立場から取締役会の監督機能強化や経営の中立性、客観性を高める役割を担っています。
監査役については4名すべてを社外監査役（男性3名、女性1名）とし、そのうち1名を常勤監査役として、取締役会のみならず重要な会議に出席するなど、経営に対する監視機能の強化を図っています。
業務の執行にあたっては、経営効率の向上および意思決定のスピードアップを図るため、取締役および執行役員が中心となって出席する経営会議を月に2～3回開催し、職務執行に関する重要事項について協議を行い、その協議に基づいて代表取締役社長が意思決定を行っています。
内部監査については代表取締役社長直轄の内部監査室が、事業年度ごとに内部監査計画を策定し、代表取締役社長の承認を得て、内部監査を実施しています。監査結果を代表取締役社長に報告するとともに、取締役会および監査役会にも報告する体制とし、被監査部門に対しても、改善事項を通知し、改善状況の確認も行っています。
会計監査人には、新日本有限責任監査法人を選任しており、定期的な監査のほか、会計上の課題について随時相談・確認を行い、会計処理の透明性と正確性の向上に努めています。税務・法務関連業務に関しても、外部専門家と顧問契約を結び、随時アドバイスを受けています。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、田代清和、大屋浩孝の2名であり、両名ともに新日本有限責任監査法人に所属しています。それぞれの2016年3月末時点の継続監査年数は、4年半（2011年10月～）、5年半（2010年10月～）になります。なお、当社の会計監査業務にかかる補助者、公認会計士8名、他13名です。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、社外取締役を含めた取締役会における意思決定および業務執行を行いながら、社外監査役を含めた監査役会、内部監査室、会計監査人による適正な監視体制の連携がとれ、牽制機能が強化されていることにより、経営監視機能の客観性と中立性は十分に確保されていることから現状の体制を採用しています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	出来るだけ多くの株主の皆さまにご出席していただけるよう、平日開催でなく、土曜日あるいは日曜日、祝日に開催するよう努めています。
電磁的方法による議決権の行使	より多くの株主の皆さまが議決権を行使できるように、第14期定時株主総会（2009年12月23日開催）から、パソコンおよび携帯電話によるインターネットを通じた議決権行使を受け付けています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含む）については、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社である株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。
招集通知（要約）の英文での提供	海外投資家の当社への理解を深めていただくために、招集通知（要約）の英文を作成し、東京証券取引所および株式会社ICJに提出するとともに、当社ホームページにも掲載しています。
その他	株主総会の終了後、社長自身が直接株主の皆さまに、当社グループの事業の状況および今後の方向性についてご報告する機会として、「近況報告会」を開催しています。また、当社のホームページに、招集通知および決議通知を掲載しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、コーポレート・ガバナンス強化の一環として、透明な経営に徹し、企業情報を公正かつ適時・適切に伝えることを目指し、IRポリシーを策定し、当社ホームページに公開しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	日本アナリスト協会および証券会社等主催の個人投資家向け説明会を通じて、決算の内容や事業の状況、そして今後の事業展開等について説明しています。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期ごとに決算説明会を開催し、社長自身がアナリスト・機関投資家の皆さまに、決算の内容や事業の状況、そして今後の事業展開等について説明しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外（主にアジア）の機関投資家を訪問することを通じて、決算の内容や事業の状況、そして今後の事業展開等について説明しています。	なし
IR資料のホームページ掲載	ホームページ上においても、IRポリシーに基づき、タイムリーかつ正確で充実した情報開示に努めています。掲載しているIR資料としては、決算短信、決算説明会資料、報告書、アニュアルレポート、有価証券（四半期）報告書、株主総会の招集通知等があります。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR室を設置し、IR担当者を配置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「コンプライアンス行動指針」を制定し、この中でステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などの啓蒙を継続的に実施する旨を規定しています。コンプライアンス意識を浸透させるとともに、コンプライアンスに沿った事業活動を通じて社会貢献を果たしていきます。
環境保全活動、CSR活動等の実施	携帯サイトの健全利用に対する取り組みや、義援金活動等を実施しています。 また、エコキャップの回収活動や社内封筒などに寄付金を含む用紙を利用することにより、世界の子どもにワクチンを贈る活動を支援しています。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	市場関係者の皆さまを、事業発展に向けた重要なパートナーであるとの認識に基づき、長期的な信頼関係を構築するために、IR活動の基本方針を以下の通り定めIR活動を実施しています。 1.正確・迅速な情報開示 2.公平な情報開示 3.積極的な情報開示 4.分かりやすい情報開示

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1.職務執行の基本方針
当社および当社の子会社（以下、「当社グループ」という。）は、「法令・社会倫理規範の遵守（以下、「法令等の遵守」という。）」、「各ステークホルダーへの誠実な対応および適切な情報開示」、「透明性が高く、健全な経営」、「事業活動における企業価値創造を通じた社会への貢献」を職務執行の基本方針とし、コーポレート・ガバナンスを推進します。
この基本方針のもと、会社法および会社法施行規則に定める当社グループの業務の適正を確保するための体制を整備していきます。
2.当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社は、法令等の遵守を基本方針とし、コンプライアンスに関する規程を制定するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、当社グループのコンプライアンスに関する取り組みを推進しています。
また、代表取締役社長所管の内部監査室では、業務の有効性・効率性の評価を中心とした業務監査活動ならびに財務報告の信頼性確保に係る内部統制の有効性評価を実施しています。内部監査室は、当該活動状況を代表取締役社長に報告するとともに、取締役会および監査役会ならびに被監査部門へ報告する体制になっています。
なお、コンプライアンスに関する取り組みは、コンプライアンス委員会が中心となり、当社グループの各部門との連携により推進しています。
法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行うためのコンプライアンス・ヘルプライン窓口を設置しています。当社グループの役職員が法令違反の疑義がある行為等を発見した場合は、レポーティングラインまたはコンプライアンス・ヘルプライン窓口経由でコンプライアンス委員会および監査役会に報告する体制を採用しています。そして、報告された内容の重要度に応じて、コンプライアンス委員会または取締役会が当社グループの各部門と連携し再発防止策を策定し、全社的にその内容を周知徹底する仕組みとなっています。
3.取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）にて記録・保存し、取締役および監査役は、常時これらの文書等を閲覧できる体制になっています。
文書等の管理については、文書管理および情報セキュリティに関する規程ならびに関連する諸規則等に基づき、実施される体制となっています。
4.当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
職務執行に係るリスクは、当社の各部門および当社の子会社の権限の範囲内にてリスク分析・対応策の検討を行っています。特に重要な案件や各部門および子会社の権限を超えるものについては、当社の経営会議または取締役会で審議し、意思決定を行うとともに、その後も継続的にモニタリングを実施しています。
さらに、職務執行ならびに財務報告の信頼性に係るリスク管理およびその対応については内部監査室が監査し、内部監査室は当該結果を代表取締役社長に報告するとともに、取締役会および監査役会に報告する体制となっています。その他の全社的なリスク管理およびその対応についてはコンプライアンス委員会が取組事項を検討および推進し、当該活動状況を取締役会に報告する体制となっています。
また、個別の案件それぞれの評価を行い、これに対応した当社グループ全体の管理を実行していくため、リスク管理体制に関連する規程を制定し、当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する体制の整備・強化を行っています。
なお、情報セキュリティの確保・維持のために、情報資産の利用と保護に関する規程を制定するとともに、情報セキュリティ委員会を設置し、当社グループの経営活動に寄与すべく情報資産の利用・保護体制の整備・強化を行っています。
5.当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社グループでは、全社的な目標として中期経営計画および各年度予算を策定し、当社の各部門および当社の子会社は、この計画を達成するための具体的な施策を立案し、実行しています。
また、効率的な職務執行を推進するため、各取締役の担当部門および職務分担、権限を明確にした上で、各部門および子会社が実施すべき具体的な施策を検討し、実行しています。
さらに、当社は、定例の取締役会を月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の職務執行の監督を行っています。あわせて、経営効率の向上および意思決定のスピードアップを図るため、取締役および執行役員が中心となって出席する経営会議を月に2～3回開催し、職務執行に関する重要事項について協議を行い、その協議に基づいて代表取締役社長が意思決定を行っています。
6.当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、当社の子会社の経営意思を尊重しつつ、当社が定める関係会社管理規程に基づき、一定の事項については当社に事前協議を求めるとともに、当社の子会社の経営内容を的確に把握するための関係資料等の提出を求め、必要に応じて当社が当該子会社に対し助言を行うことにより、当社の子会社の経営管理を行っています。
当社経営会議には当社の主要子会社の社長を定期的に参加させ、その経営状況のモニタリングを適宜行っています。また、当社の子会社の管理機能を当社の管理部門に集約することにより、牽制機能を強化しています。今後も引き続き、当社の子会社の経営管理に関する指針の文書化を進め、当社の子会社の管理体制の整備を行っていきます。
また、当社は業務の適正性を確保するために、内部監査室が業務監査活動を行うとともに、コンプライアンス委員会および当社グループの各部門との情報交換を定期的に実施していきます。
7.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役の職務を補助する組織として、監査補助を行うための監査役付の使用人を配置するとともに、監査役会事務局を設置しています。
8.前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役付の使用人の人事異動および考課については、事前に監査役会に報告し、了承を得ています。
9.監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社は、監査役付の使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の取締役および使用人に周知徹底しています。
10.取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実、あるいはコンプライアンスに関する重大な事実があることを発見した場合、直ちに監査役に報告する体制とし、使用人がこれらの事実を発見した場合も同様とします。
また、監査役のうち半数以上を社外監査役とし、そのうち1名以上を常勤監査役として、取締役会のみならず重要な会議に出席するなど、経営に対する監視機能の強化を図っています。
11.監査役への報告者が不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査役への報告を行った当社グループの取締役、監査役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役、監査役および使用人に周知しています。
12.監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の処理に係る方針に関する事項
監査役の職務の執行によって生ずる費用のため、年間の監査計画に基づく予算を確保するものとし、監査役が費用の前払または償還等の請求をしたときには、当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、当社がこれを負担しています。
13.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役会は、代表取締役社長および新日本有限責任監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催しています。また、当社の各部門および当社の子会社の重要な意思決定および業務の執行状況を把握するため、監査役は当社の各部門の長および当社の子会社の取締役、監査役および使用人からの個別ヒアリングを定期的に行うとともに、稟議書等の重要文書の閲覧等を行っています。
14.財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性を確保するために、代表取締役社長の指示のもと、金融商品取引法に規定された財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制を構築し、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行っています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、社会の秩序、企業の健全な事業活動の脅威となる反社会的な団体・個人とは一切の関係を持たず、一切の利益を供与しません。
公益社団法人 警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（特防連）に加盟し、特防連会報、特防連ニュース、および特防連が主催する研修会等への参加により、最新情報の収集を行っています。
また、総務部と法務室にて不当要求防止責任者をそれぞれ設置しており、不当要求等が発生した場合は、法務室を窓口として顧問弁護士、所轄警察署、特防連等と連携して適切な措置を講じていきます。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

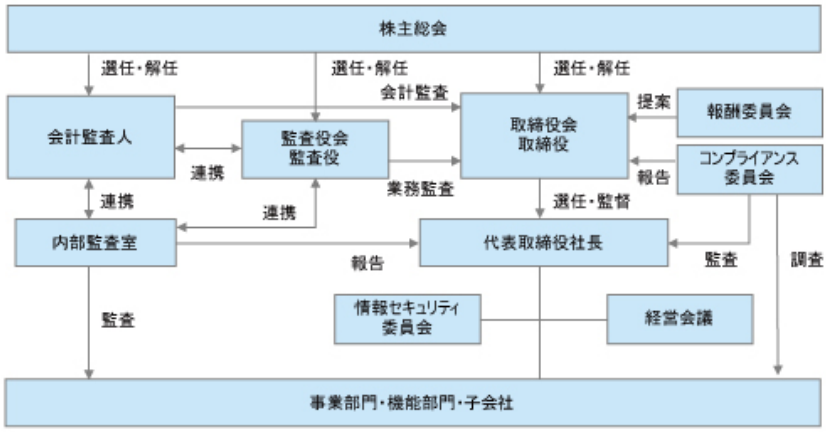
―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

情報開示社内体制
取締役会または経営会議において決議した重要な決定事実、決算情報は、情報開示担当役員（取締役）に集中するとともに、発生事実についても発生部署から情報開示担当役員に情報を集中する体制をとっています。開示の必要性について、情報開示担当役員とIR室で検討し、その必要があると判断した場合は、速やかに手続きを行い、当社ホームページへの掲載等や、必要に応じて報道機関への公開を実施しています。
（模式図参照）

（参考資料）

コーポレート・ガバナンス体制の模式図



適時開示体制の模式図

